

検察審査会における会議録及び選定録の様式等について

平成21年5月7日刑一第000070号
検察審査会事務局長あて刑事局長通達
改正 平成25年10月4日刑一第420号

標記の様式等について、下記のとおり定めましたので、これによってください。
記

第1 会議録及び選定録の様式

会議録及び選定録の様式は、別紙様式第1から別紙様式第7までのとおりとする。

第2 事件記録の編成

1 審査事件記録

(1) 審査事件記録は、会議録群及び雑つづり群に大別する。

(2) 会議録群は、審査事件会議録（別紙様式第1及び別紙様式第2）、供述調書（別紙様式第3）及び実地見分調書（別紙様式第4）に3分類し、その順につづる。

(3) 雑つづり群には、会議録群につづる書類以外の書類をつづり込む。

2 建議勧告事件記録

(1) 建議勧告事件記録は、会議録群及び雑つづり群に大別する。

(2) 会議録群は、建議勧告事件会議録（別紙様式第5及び別紙様式第2）、供述調書（別紙様式第3）及び実地見分調書（別紙様式第4）に3分類し、その順につづる。

(3) 雑つづり群には、会議録群につづる書類以外の書類をつづり込む。

第3 事件外会議録つづり及び議決書原本つづりの作成

1 事件外会議録つづり

会長互選会議録、定例会議録及び臨時会議録（別紙様式第6。以下これらの会議録を「事件外会議録」という。）のつづり（以下「事件外会議録つづり」という。）は、司法年度（以下「年度」という。）ごとに、事件外会議録を審査事件記録及び建議勧告事件記録とは別に期日順につづって作成する。

2 議決書原本つづり

(1) 議決書原本つづりは、年度ごとに、議決書原本を議決のあった順につづって作成する。ただし、適宜2以上の年度にわたり継続して作成することができる。

(2) 申立てによる審査事件については、議決書に対応する審査申立書を併せてつづる。

第4 保存

1 検察審査会事務局には、別紙様式第8による保存簿を備え付けなければならない。

2 審査事件会議録及び建議勧告事件会議録は、所定事項（建議勧告事件会議録については「建議勧告後の経過」を除く。）の全てが記載されたときに保存に付する。

3 事件外会議録つづり及び議決書原本つづりは、それぞれ当該事件外会議録及び当該議決書が作成された年度を経過したときに保存に付する。

4 保存期間は、次の表のとおりとする。ただし、検察審査会事務局長において必要と認めたときは、一定期間を定めて保存期間を超えて保存することができる。この場合には、保存簿の「備考」欄にその旨を記載する。

名称	保存期間
審査事件会議録	10年
建議勧告事件会議録	10年
事件外会議録つづり	5年
議決書原本つづり	50年
保存簿	登載された全ての会議録、事件外会議録つづり及び議決書原本つづりを廃棄するまでの間

- 5 保存期間は、保存に付した年度の翌年1月1日から起算する。
- 6 保存の始期及び終期を同じくする審査事件会議録及び建議勧告事件会議録については、各会議録ごとに合てつして保存することができる。

第5 廃棄

- 1 審査事件会議録、建議勧告事件会議録、事件外会議録つづり及び議決書原本つづりの廃棄は、前年度中に保存期間が満了したものについて行う。
- 2 選定録（別紙様式第7）は、当該年度の検察審査員及び補充員の任期終了後速やかに廃棄する。
- 3 審査事件記録及び建議勧告事件記録の雑つづり群につづるべき書類（審査申立書を除く。）は、事件終結後速やかに廃棄する。ただし、起訴相当の議決をした事件については、検察官から検察審査会法（昭和23年法律第147号）第41条第3項の規定に基づき公訴を提起する処分をした旨の通知を受けた後、又はその旨の通知を受けることなく同法第41条の2の規定に基づく審査が行われ、同法第41条の6第1項又は第3項の規定に基づく議決がされた後、速やかに廃棄する。
- 4 廃棄は、検察審査会事務局長の指示により、細断、溶解等再利用できないよう適切な方法により行う。

付 記

1 実施

この通達は、平成21年5月21日から実施する。

2 通達の廃止

平成8年12月11日付け最高裁判所第一第三〇三号民事局長通達「検察審査会事務局長又は事務官が作成する会議録及び選定録の書式及び記載方法について」は、平成21年5月20日限り、廃止する。

3 経過措置

- (1) この通達の実施の際、既に会議録を作成している審査事件又は建議勧告事件（これらの事件に併合された事件を含む。）の会議録の様式については、なお従前の例による。
- (2) (1)に定める審査事件又は建議勧告事件の会議録の保存及び廃棄については、平成21年5月7日付け最高裁判所第一〇〇〇〇三十七号民事局長通達「検察審査会における事件関係の帳簿の備付け、保存及び廃棄について」付記2の定めによる廃止前の平成6年11月2日付け最高裁判所第一三五九号民事局長通達「検察審査会における事件の処理に関する帳簿の備付け等について」の例による。

付 記（平成25年10月4日刑一第420号）

- 1 この通達は、平成25年10月4日から実施する。

- 2 この通達による改正後の平成21年5月7日付け最高裁判所第一〇〇〇〇七〇号民事局長通達「検察審査会における会議録及び選定録の様式等について」記第3の1の定めは、平成25年2月1日から同年10月3日までの間に作成された会長互選会議録、定例会議録及び臨時会議録について適用する。

(別紙様式第1)

審 査 事 件 会 議 録							
検察審査会							
事 件 番 号		平成 年 () 第 号					
事 件 名							
申 立 人							
被 疑 者							
検 察 官		検察庁 支部 検事					
提 出 資 料							
番 号	資 料 名	数 量	提 出 者	提出年月日	返還年月日	備 考	
議 決 書 膳 本 送 付 年 月 日 等							
議 決 日		平成 年 月 日		検 事 正		平成 年 月 日	
検 察 官 適 格 審 査 会		平成 年 月 日		申 立 人		平成 年 月 日	
掲 示		平成 年 月 日		裁 判 所		平成 年 月 日	
備 考							

(別紙様式第2)

[illegible]

(別紙様式第3)

[illegible]

(別紙様式第4)

[illegible]

(別紙様式第5)

建 議 勸 告 事 件 会 議 録							
検察審査会							
事 件 番 号		平成 年 第 号					
建 議 勸 告 の 端 緒							
議 決 日		平成 年 月 日					
建 議 勸 告 の 趣 旨							
議 決 書 謄 本 送 付 日		平成 年 月 日					
建 議 勸 告 後 の 経 過							
提 出 資 料							
番号	資 料 名	数 量	提 出 者	提出年月日	返還年月日	備 考	
備 考							

(別紙様式第6)

[illegible]

(別紙様式第7)

検察審査会平成 年 第 群 検察審査員及び補充員選定録

平成 年 月 日 選定名
検察審査員 名
補充員 名

平成 年 月 日

検察審査会事務局長

印

番 号	検察審査員 又は 補充員の別	氏 名	住 所	生年月日	備 考

本選定は上記のとおり施行されたことを証明する。

平成 年 月 日

立会人官職氏名
立会人官職氏名

印
印

(別紙様式第8)

保 存 簿

(帳簿・会議録)

[illegible]